

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
21/11/30	火	14:00	教育委員会定例会	遺跡の学び館 研修室
21/12/01	水	15:30	新採用職員辞令交付式	都南分庁舎 教育長室
		16:00	久保盛岡教育事務所長来訪	都南分庁舎 教育長室
21/12/02	木	10:00	もりおか町家物語館佐藤館長来訪	都南分庁舎 教育長室
		15:30	市長と教育委員会の予算に関する懇談会	プラザおでって 大会議室
21/12/03	金	11:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
		13:00	【市議会】招集初日	本庁舎 議場
21/12/04	土			
21/12/05	日			
21/12/06	月			
21/12/07	火			
21/12/08	水	13:30	盛岡市教育支援委員会②(挨拶)	都南分庁舎 大会議室
21/12/09	木	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
21/12/10	金	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
21/12/11	土			
21/12/12	日			
21/12/13	月	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
21/12/14	火	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
21/12/15	水			
21/12/16	木	10:00	【市議会】議案質疑	本庁舎 議場
21/12/17	金	10:00	【市議会】総務・教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
21/12/18	土			
21/12/19	日			
21/12/20	月			
21/12/21	火			
21/12/22	水	13:00	【市議会】定例会最終日	本庁舎 議場
21/12/23	木	15:30	NTT東日本岩手支店長外来訪(学校情報システム関係等)	都南分庁舎 教育長室
21/12/24	金	15:00	岩手県中学校体育連盟会長・理事長来訪	都南分庁舎 教育長室
21/12/25	土			
21/12/26	日			
21/12/27	月	11:00	ALT辞令交付	教育長室
		14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 大会議室

(2) 令和3年12月市議会定例会の概要について

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課	
12月9日 (木)	<一括質問>				
	1 小笠原秀夫 (盛友会)		子どもの安全について		
			(1) 通学路の安全対策		
		部長	・合同点検の実施状況と危険個所の改善状況を示せ。	学校教育課	
		部長	・事故や事件が発生した場所や付近の安全対策について所見を示せ。	学校教育課	
		教育長	・反射材付きタスキを全小学生に配布し着用すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。	学校教育課	
			(2) いじめ対策		
		教育長	・いじめの未然防止に係る学校への支援について、具体的にどのように取り組んでいるのか伺う。	学校教育課	
		教育長	・スクールボランティア、スクールライフサポーター等の導入の考えはあるか、所見を示せ。	学校教育課	
		教育長	・一人一台配備された端末の使用方法やアプリの使用権限などはどのように管理されているのか。	学校教育課	
			(3) 教育施設等の防犯体制		
	部長	・教育施設の防犯対策、警察との連携はどのようになっているのか。	学校教育課		
	部長	・教育施設における、さすまた等の防犯器具の配備状況と今後の配備計画等を伺う。	学校教育課		
2 大畑正二 (創盛会)		子育て支援について			
		(1) 空き教室の有効活用			
	部長	・教育委員会の学校施設活用に対する考え方を示せ。	総務課		
3 鈴木 努 (共産党)		新型コロナウイルス感染症の対応について			
	部長	・学校施設における抗原検査キットの検査体制が整っているのか、取組状況を示せ。	学務教職員課		
	教育長	・重層的支援体制整備事業で、教育委員会はどのようにかかわっていくのか示せ。	学校教育課		
4 太田隆司 (公明党)		【該当なし】			
5 中村 亨 (市政クラブ)		【該当なし】			
12月10日 (金)	6 高橋和夫 (共産党)		【該当なし】		
7 田山俊悦 (盛友会)		【該当なし】			

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課
12月10日 (金)	8 伊達康子 (公明党)		共生社会実現に向けた取組について	
			(2) 発達障がい児支援の充実	
		教育長	・「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成状況と、課題や今後の取組を示せ。	学校教育課
		教育長	・学校現場と放課後等デイサービス事業者との連携体制について、現状と課題、今後の取組を伺う。	学校教育課
	9 庄子春治 (共産党)		来年度の予算編成方針について	
		部長	・公民館のWi-Fi設置の予算要望を、財政当局が拒否することはないと思うが、如何か。	生涯学習課
	10 伊勢志穂 (市政クラブ)		【該当なし】	
12月13日 (月)	11 竹花せい子 (市政クラブ)		学校現場の働き方改革に関する安全衛生委員会の取組について	
			(1) 市内小中学校教職員の勤務時間の実態と今後の見通し	
		教育長	・ICカードと出勤簿押印の併用について、見解を示せ。	学務教職員課
		教育長	・土日の部活動や持ち帰りの時間をどのように把握するのか、今後の見通しを示せ。	学務教職員課
			(2) 教育委員会安全衛生委員会の産業医の役割	
		教育長	・教職員に対し、産業医から積極的な保健指導を行うことが必要と考えるが、見解を示せ。	学務教職員課
			(3) 市内小中学校の留守番電話先行導入の事例における実態と今後の見通し	
		教育長	・先行導入校の実態をどう把握しているか、また、成果や今後の課題があれば示せ。	学務教職員課
		教育長	・県教委の「留守番電話等による時間外対応の推進」を受け、今後どのように小中学校に推奨していくのか見解を示せ。	学務教職員課
			市内小中学校の校舎改修について	
			(1) 大規模改修の進捗状況と今後の見通し	
		市長	・現在行われている校舎大規模改修の進捗状況と今後十年間程度の工事の見通しを示せ。	総務課
			(2) 地域住民及び教職員の声の反映	
	市長	・校舎大規模改修のプラン設計に当たり、専門家以外の声を聞くことの前向きな検討は可能か、見解を示せ。	総務課	
		(3) 学校設備の老朽化の現状と改修の見通し		
	部長	・放送設備の不備の把握状況と、改修予定を示せ。	総務課	
12 大谷陽介 (市政クラブ)		【該当なし】		

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課
12月13日 (月)	13 神部伸也 (共産党)		就学援助について	
		部長	・就学援助制度の充実、「義務教育の無償化」へ向けた市の考えを示せ。	学務教職員課
		部長	・小学生へのPTA会費の支給について、検討状況と所見を示せ。	学務教職員課
		部長	・新入学用品費の支給時期について、さらなく改善を求めるが、如何か。	学務教職員課
			選択制制服の導入について	
		部長	・選択制制服の研究状況を示せ、併せて、今後どのように取り組む考えか示せ。	学校教育課
14	三田村亜美子 (共産党)		学校教育について	
		教育長	・少人数学級や教職員定数改善について、現場実態と要求を国や県に上げるとともに、積極的に独自の手立てをとっていただきたいが、所見を示せ。	学務教職員課
		教育長	・いじめ調査委員会といじめ再調査委員会の委員の構成や役割の違いを示せ。	学校教育課
		教育長	・近年のいじめ重大事態について、学校から教育委員会にどのような報告がされているか示せ。	学校教育課
		教育長	・重大事態に至った、共通する問題点や課題があれば示せ。併せて、令和3年度のいじめ重大事態件数を示せ。	学校教育課
		教育長	・学校内外を問わず、子どもの「緊急避難先」はどこに、どのくらいあるのか示せ。	学校教育課
		教育長	・「学校を休んでも大丈夫」と伝え、「なぜ大丈夫なのか」の根拠を具体的に準備していくことが今まで以上に求められるのではないかと思うが所見を示せ。	学校教育課
		教育長	・スクールカウンセラーなど、子どもたちと教員を支援する職員の体制何名いて、どのような体制で配置されているか、また、評価課題を示せ。	学校教育課
		教育長	・いじめの積極的認知とその対応に伴い、教員の働き方や残業時間にどのような変化があるか示せ。	学務教職員課
		教育長	・法律に定める残業代ゼロの部分の廃止することなしに、教職員の働き方改革、児童生徒一人一人に丁寧に向き合える環境整備は進まないのではないか、教育長の所見を伺う。	学務教職員課
		部長	・香害対策について、学校での周知啓発、特に保護者に向けての取組状況は如何か。	学校教育課
		部長	・香害について、是非、検査の実施を検討いただきたいが、所見を示せ。	学校教育課
		部長	・全国自治体で学校トイレの個室に生理用品の設置が進められているが、この変化をどう捉えているか、また、現在の取組状況を示せ。	学校教育課
		部長	・学習権の保障という観点からも、高校を含め全ての市立学校のトイレ個室に生理用品を設置し、学業に集中できる学校環境を作っていただきたいが、所見を示せ。	学校教育課
15	浅沼克人 (盛友会)		【該当なし】	

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課
12月14日 (火)	16 豊村徹也 (創盛会)		新型コロナワクチンについて	
		部長	・生徒・学生の保護者に対し、接種に当たってのリスク・ベネフィットを十分に周知することについての見解を示せ。	学校教育課
		部長	・クラブ活動など集団行動時に、同調圧力がかかりワクチン接種を半ば強制される事例があると聞いているが、対応状況を示せ。	学校教育課
<一問一答>				
	1 中野孝之助 (盛友会)		【該当なし】	
	2 後藤百合子 (盛友会)		【該当なし】	
	3 野中靖志 (市政クラブ)		【該当なし】	
	4 村田芳三 (盛友会)		スポーツ振興策について	
			(7) 「盛岡スーパーキッズ」構想の創設と展開	
	部長		・「盛岡スーパーキッズ」構想を実現し、指導者の育成と選手の育成を目指し、いろいろなスポーツの先駆者を盛岡から続々誕生できるように企画し、郷土愛を育む市民を増やしていくことについての考えを示せ。	学校教育課
	5 池野直友 (公明党)		教育行政について	
			(1) リモート・オンライン学習の状況	
	部長		・この2年間、リモートやオンラインなどの学びが行われたか。学びの状況の変化について示せ。	学校教育課
	部長		・適応指導教室や別室での、新しい学び方の取組や考えについて示せ。	学校教育課
			(2) 給食・昼食の状況	
	部長		・児童・生徒の給食・昼食の状況はどうか。心配な点や取組の工夫について示せ。	学校教育課
			(3) 冬期間の換気	
	部長		・教室における換気、湿度対策がどのように行われているか示せ。また、新たに取り組みられていることについて示せ。	学校教育課

(3) 盛岡市好摩地区公民館・巻堀出張所建替事業について

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づく、好摩地区公民館・巻堀出張所の建替事業について、設計業務の進捗状況を報告するものである。

1 整備の基本方針

- ・現施設（就業改善センター・好摩地区公民館・巻堀出張所の複合施設）を解体し、好摩体育館南側に好摩地区公民館・巻堀出張所の新施設として建て替えるとともに、好摩体育館と渡り廊下で接続し、複合化による施設の利便性や利用者へのサービス向上を図る。
- ・盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画との整合を図るため、面積は、現施設の面積を超えない、計画事業費の範囲内で実施する、の2つの条件下で検討する。
- ・就業改善センターの機能は廃止する。
- ・新施設の供用開始後、現施設を解体し、跡地は駐車場とする。

2 これまでの経過について

日付	内容
令和2年8月20日	住民説明会を開催（好摩体育館との複合化による好摩地区公民館・巻堀出張所の建替の方針について合意を得る）
令和2年9月29日	玉山地域振興会議にて報告
令和2年12月1日	住民説明会を開催（諸室の概要（部屋の数や大まかな仕様）の合意を得る）
令和3年6月1日	公募型プロポーザル公告（設計・施工一括発注方式）
令和3年7月15日	基本協定締結（設計業務：㈱久慈設計，工事施工業務：菱和建设㈱）
令和3年8月4日	設計業務委託契約締結（㈱久慈設計）
令和3年9月29日	住民説明会を開催（当該時点での配置図・平面図（案）を提示し、貸室となる部屋については概ね了解を得る。質疑、意見のあった倉庫の広さや、落雪・積雪対策等については、設計事業者と協議のうえ、可能な限り設計に反映できるよう進めていくこととした。）
令和3年10月6日	玉山地域振興会議にて報告
現在	令和4年1月の業務完了を予定し、基本・実施設計業務を進めている

3 配置図・平面図（案）について

別添資料のとおり。

(1) 新施設の概要

所在地	好摩字野中 69 番地 48 (第二種中高層住居専用地域/建ぺい率 60%, 容積率 200%)
敷地面積	5,773.86 m ² (体育館), 3,963.24 m ² (現施設)
延床面積	約 515 m ² (渡り廊下を含む。)
構造・階数	木造平屋建て

機能	公民館・出張所
管理運営方法	直営
開館日及び開館時間	<p>【好摩地区公民館】</p> <p>開館日：月曜日（祝日の場合は最も近い祝日でない日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除き、火曜日から日曜日まで</p> <p>開館時間：午前9時から午後9時まで</p> <p>【巻堀出張所】</p> <p>開庁日：祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除き、火曜日から日曜日まで</p> <p>開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで</p>
使用料	公民館の利用者からは使用料を徴収する。各部屋の使用料の額については、盛岡市公民館条例に基づき、他の公民館との均衡を図りながら検討する。

(2) 諸室の概要

玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアを設置する。 ・スリッパに履き替えて施設を使用する形態とする。
大会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋と部屋との間に可動間仕切りを設置し、必要に応じて一体で使用することが可能な構造とする。 ・一体使用で100人程度の使用が可能なスペースとする。 ・舞台発表や講演会、映画会等の使用を想定し、移動式ステージ、演台、巻き上げ映写スクリーン、ビデオプロジェクター、音響設備などを備えるほか、軽運動やダンス、伝統芸能の練習にも使用できるように姿見鏡を備える。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器の使用やダンス等の多目的な使用を想定し、防音仕様の構造で、姿見鏡及びオーディオ機器を備える。 ・スリッパを脱いで使用する床とし、下足箱（スリッパ用）を備える。
調理室兼研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室やお菓子作り、食育関連講座、催事の炊き出し等の使用を想定し、固定式の調理台を2台設置する。（ガス式） ・調理目的の利用頻度は多くないと予想されるので、講座、会議、研修等にも使用することができる構造とする。
交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室から見渡せる位置に配置する。 ・簡易な打合せに使用することができるフリースペースとする。
出張所兼事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関脇から靴を脱がずに窓口に行くことができる構造とする。 ・出張所利用者の待合スペースを確保する。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・便器は洋式とし、擬音装置付き温水洗浄暖房便座を整備する。

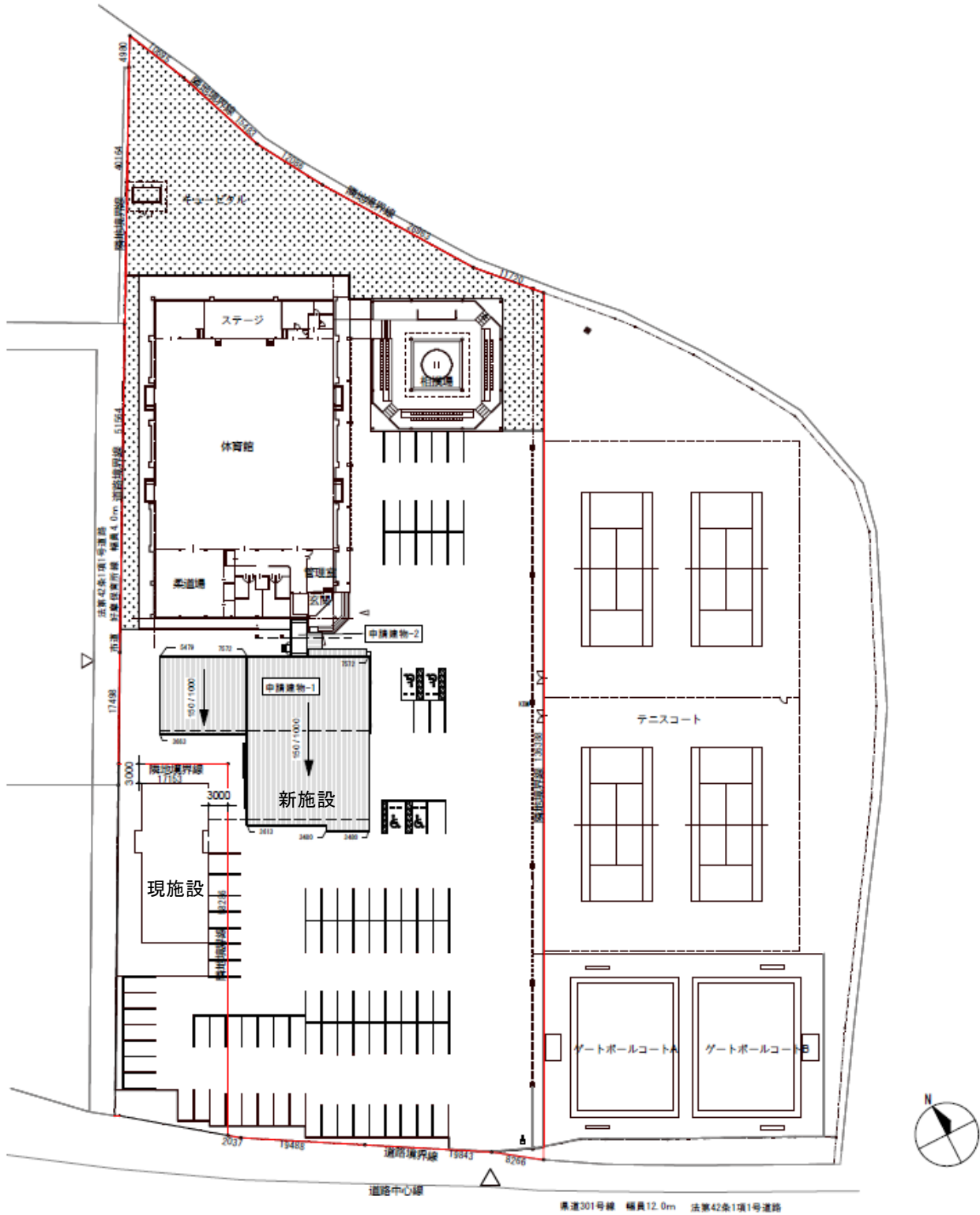
	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ替えスペース等の設備を設ける。 ・多目的トイレを別に設ける。
収納スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・机，いす等の収納スペースの確保に努める。
渡り廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の防火設備を設置する。 ・急な傾斜とならないよう，設計時に建替え施設の床面の高さや配置を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに基づいた平面・動線計画とし，バリアフリー構造とする。 ・居室は，寒冷地仕様の冷暖房設備とし，省エネルギー化に配慮したものを設置する。

4 今後のスケジュールについて（予定）

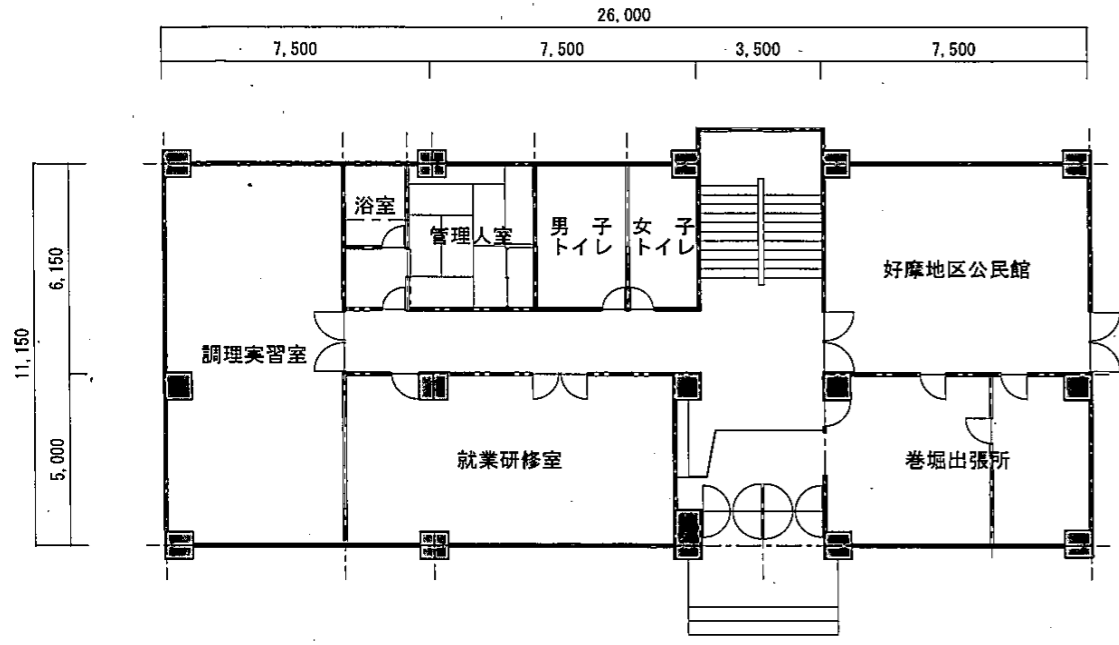
時期	内容
令和3年度	基本・実施設計（建替分）
令和4年度	建替工事（～令和4年12月完成を予定） 新施設の供用開始（令和5年1月を予定） 実施設計（現施設の解体分），アスベスト含有調査
令和5年度	現施設の解体工事 駐車場舗装等の外構工事

※各年度，必要に応じて地元説明会を開催することとする。

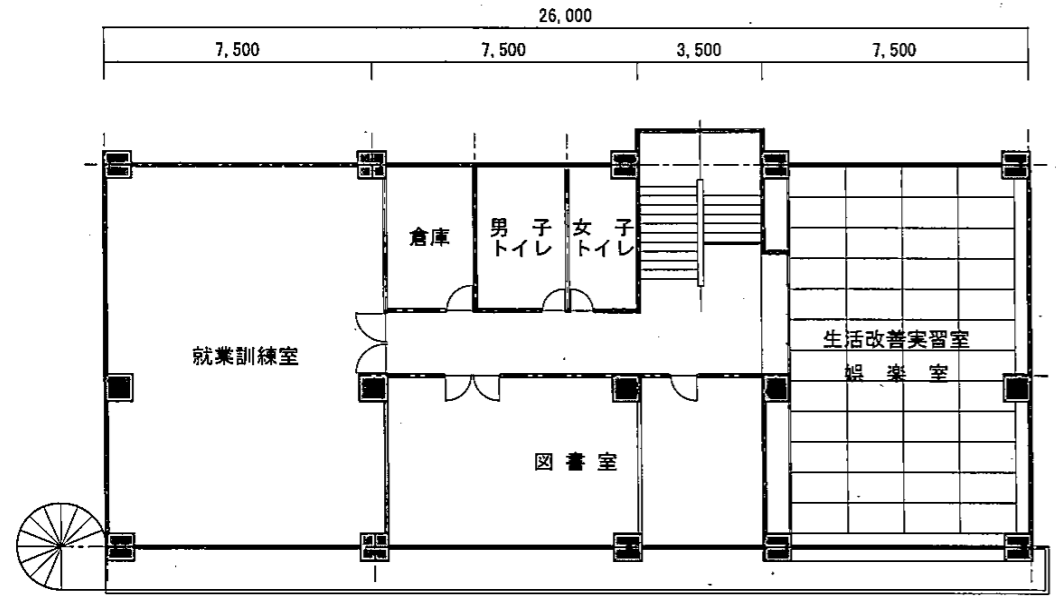
位置図



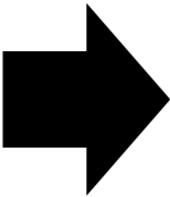
建替前



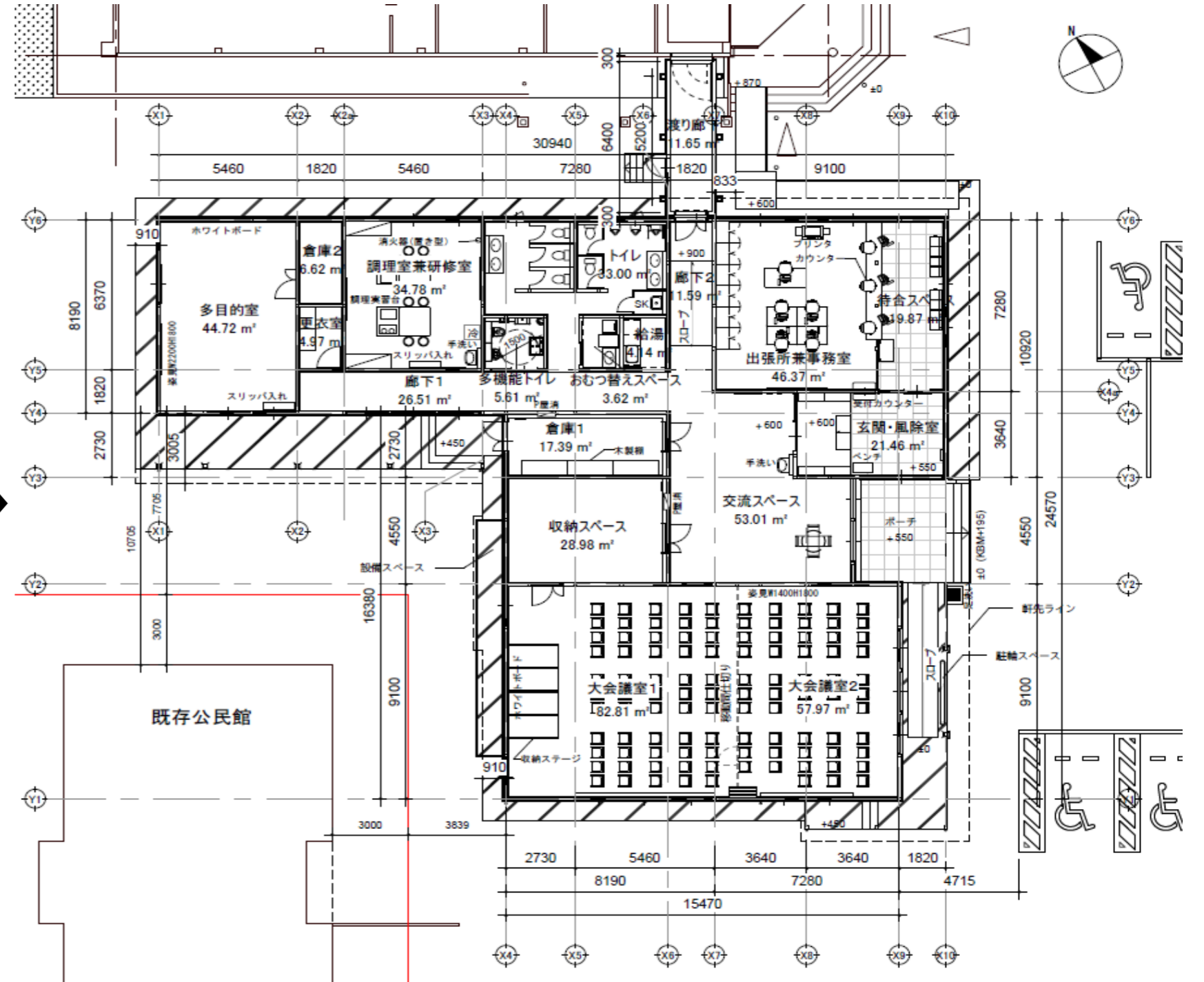
1階平面図 (改修前) 1:200

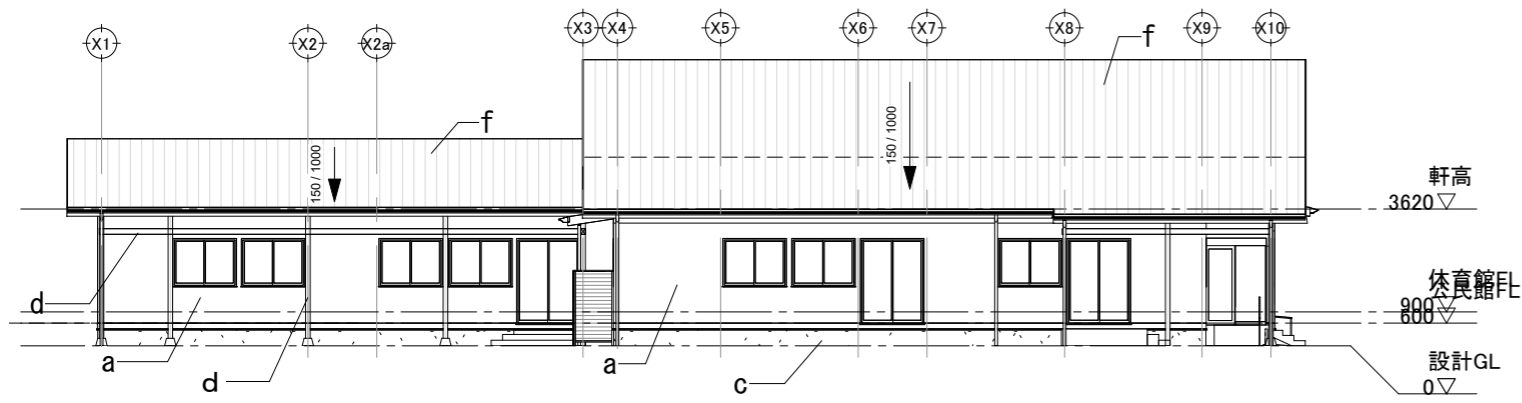


2階平面図 (改修前) 1:200

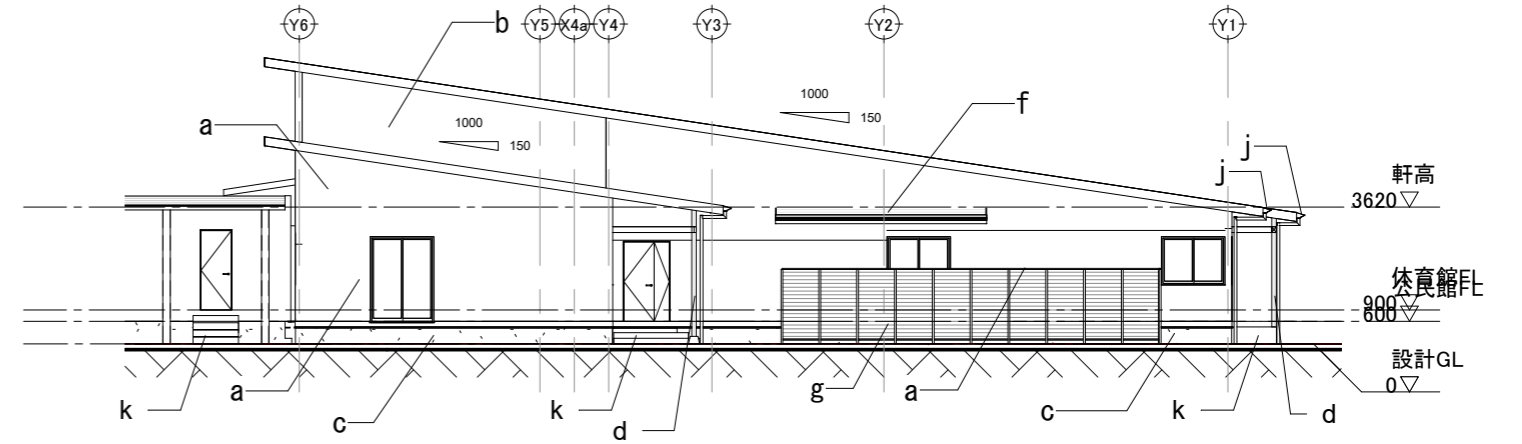


建替後

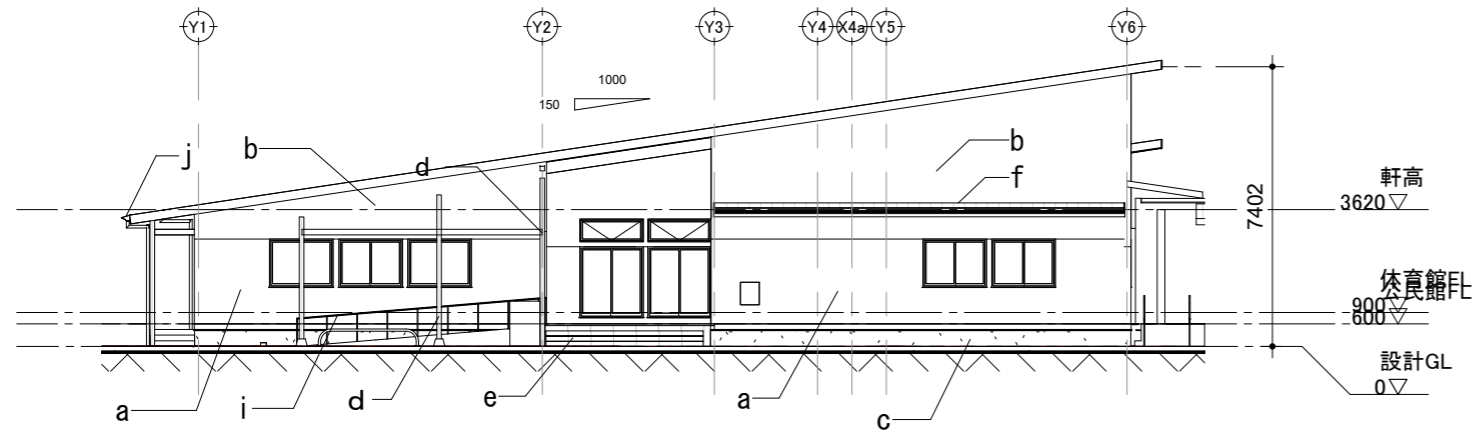




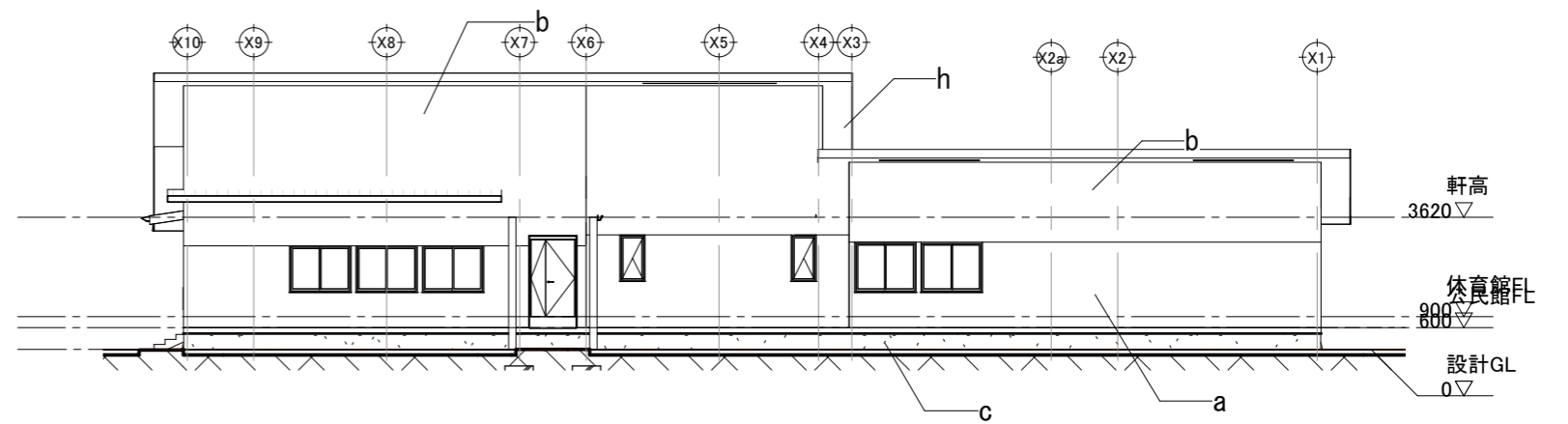
南側立面図



西側立面図



東側立面図



北側立面図



敷地入口から



西側

(4) 第3次もりおか子どもの読書活動推進計画（案）について

1 趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国及び県が定める計画を基本とし、盛岡市における実施計画として「第2次もりおか子どもの読書活動推進計画」を策定し、発達段階に応じた取組を「家庭」「地域」「子ども」「学校」「行政」のそれぞれの立場から進めてきました。

令和3年度で5か年計画の最終年を迎えることから、これまでの取組状況を検証し、成果と課題を整理し、新たな第3次計画を策定するものです。

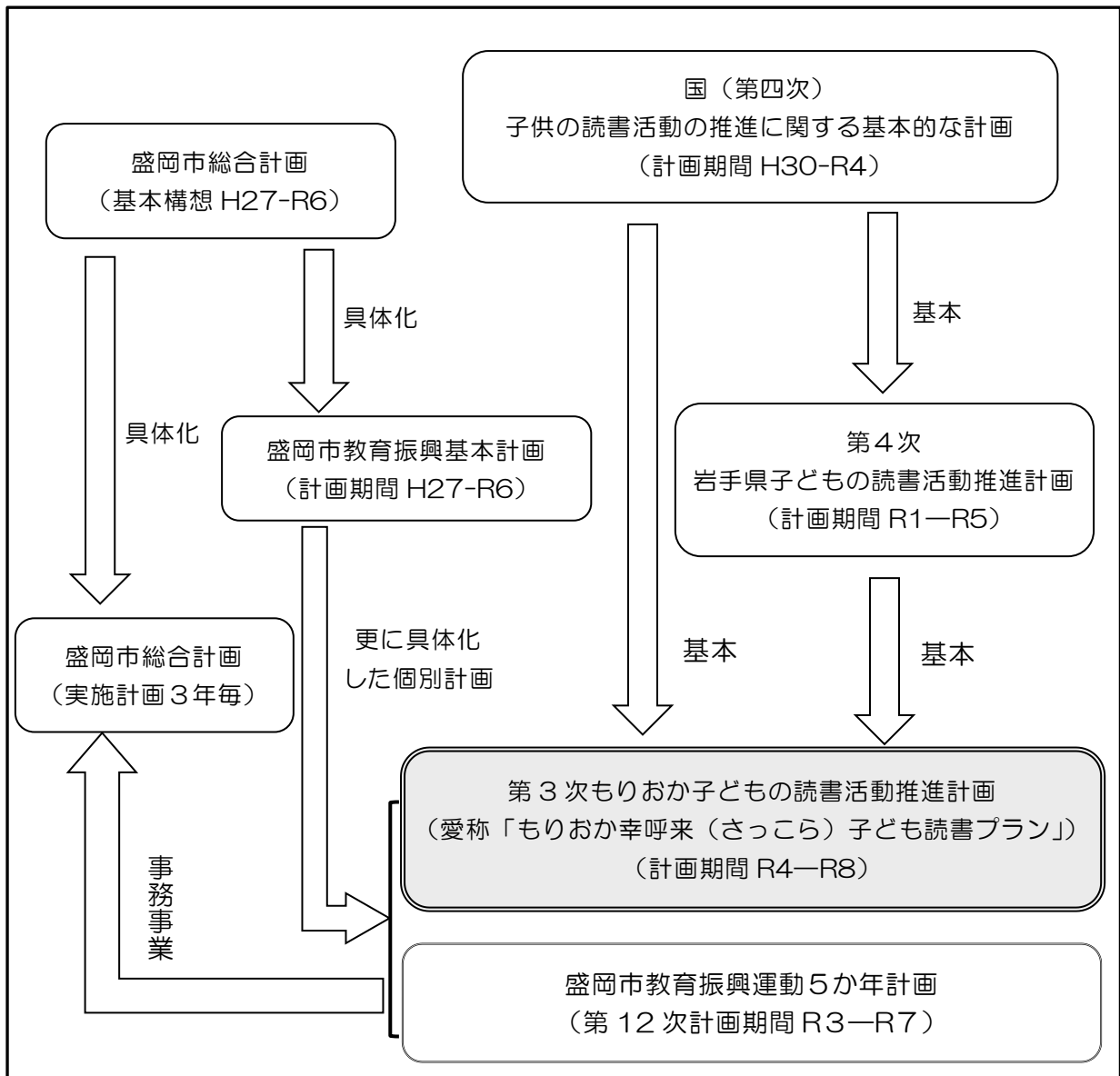
2 第3次計画について

- (1) 名称：第3次もりおか子どもの読書活動推進計画「もりおか^{きっこら} 子ども読書プラン」
- (2) 主管：盛岡市，盛岡市教育委員会
- (3) 期間：令和4年度から令和8年度（5年間）
- (4) 対象：概ね18歳以下の子ども及びその保護者等子どもに関わる大人

3 策定スケジュール

日付	内容
令和3年6月4日	第1回社会教育委員会議 (第2次計画における現状報告と意見聴取)
令和3年11月12日	第2回社会教育委員会議 (計画案の説明及び意見聴取)
令和3年11月～12月	関係団体及び図書館協議会から意見聴取
	⇒計画案の修正及び庁内説明
令和3年1月	⇒社会教育委員及び関係団体から書面にて意見聴取
令和4年2月	市議会全員協議会
令和4年3月	市長決裁・公表

4 計画の位置付け

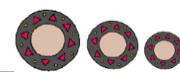




第3次もりおか子どもの読書活動推進計画

さっころ

「もりおか幸呼来 子ども読書プラン」の体系について



計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

計画目標：自ら本に親しみ、豊かな心や生きる力が育つ盛岡の子

～すべての子どもたちが、読書を通して様々な人とかわり、本の楽しさを感じ、知識を深め、考える力を養い、感動を「ひと」と共有し、心豊かに成長していくことを願って～

第2次計画の基本的考え方

- ・第2次計画では、各発達段階に応じた取組を「家庭」「地域」「子ども」「学校(幼稚園・保育所・こども園)」「行政」のそれぞれの立場から進めることで、本と子どもたちをつなげる読書環境の整備を行ってきました。
- ・年齢が上がるにつれ読書冊数が減少する等の課題を念頭に、「本と出合うきっかけづくり」、「本の楽しさ」や「すばらしさ」を感じ、様々な読書体験を積み重ねる中で「自ら本に親しみ、豊かな心や生きる力が育つ盛岡の子」を目標に取組を進めてきました。

第2次計画の検証 ～成果と課題～

成果

- ・生まれる前から乳幼児期の発達段階における読書推進を図ることができた。
- ・成果指標である1か月の平均読書冊数の増加と1か月で1冊も読まなかった割合（不読率）が減少した。
- ・教育振興運動の重点項目とする「読書活動の充実」に取り組み、子どもの読書活動の環境を整備できた。

課題

- ・年齢が上がるにつれて、平均読書冊数が少なくなり、不読率が上昇している。
- ・中高生の読書習慣の形成が必要である。
- ・本を読まなかった理由として「読みたい本が見当たらない。」との回答をしており、**本当に読みたいと思える本との出会いや読書への関心を継続する手立てが必要である。**

第3次計画策定のポイント

- ・第2次もりおか子どもの読書活動推進計画の継承
- ・国及び岩手県の子どもの読書活動推進計画に沿った計画策定
- ・成果指標の設定見直しと具体的取組の推進

基本方針

- 1 子どもが読書に親しむ機会を提供します。
- 2 子ども読書を支える環境を整備します。
- 3 家庭、地域、学校、行政の連携した取組を推進します。
(盛岡市教育振興運動における読書活動の推進)

重点事項

- 1 発達段階に応じた切れ目のない取組の推進
 - (1) 生まれる前
 - (2) 乳幼児
 - (3) 小学生
 - (4) 中学生・高校生
- 2 地域ぐるみで読書への関心を高める取組の推進

第2次もりおか子どもの読書活動推進計画

さっころ

「もりおか幸呼来 子ども読書プラン」 (概要版)

計画期間

平成29年度～令和3年度（5年間）

目標：自ら本に親しみ、豊かな心や生きる力が育つ盛岡の子

～すべての子どもたちが、読書を通して様々な人とかわり、本の楽しさを感じ、知識を深め、考える力を養い、感動を「ひと」と共有し、心豊かに成長していくことを願って～

発達段階

家庭

地域

子ども

学校(幼・保・こども園)

行政

安心して本に出会い、親しむ機会を設ける

読書の楽しさ、社会性・主体性を育む

進んで本に親しみ、読書を通じた社会参加活動を実践する

進んで本に親しみ、読書を通じた社会参加活動を実践する

盛岡市の課題や特色に応じた計画の立案と推進

生まれる前から	<ul style="list-style-type: none"> ★親になる準備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・本を読んでリラックス ・絵本の選書 ・読み聞かせの練習 				<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室やパパ・ママ教室における読み聞かせ関連情報の提供
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ★本との出会い ★楽しいお話の世界を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・良書の選択 ・保護者はだっこで読み聞かせ ・「わらべうた」を歌う 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアによる読み聞かせ活動 ・地域イベントや行事でボランティアを活用 ・地域文庫等における読書推進活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本に興味を持つ。 ・お気に入りの本を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児からの絵本の読み聞かせ ・絵本コーナーの設置 ・園だよりなどを通じた保護者への啓発 ・団体貸出しなどの利用による絵本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子を対象とした健診での絵本紹介 ・「初めての読み聞かせ」の支援 ・読み聞かせボランティアの育成・運用
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ★読書習慣の形成や定着 ★言語活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子読書と読後の交流 ・保護者のほか、祖父母・兄弟による読み聞かせ ・親子で図書館を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び学校と目標を共有した読書推進活動 ・読書ボランティアによる読み聞かせ活動 ・地域文庫等における読書推進活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なジャンルの読書 ・地域や学校における読み聞かせ活動 ・積極的な図書委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の整備・充実 ・図書委員会指導の工夫 ・全校読書活動の推進 ・全校読書（朝読書等）の実施 ・教科学習と関連した調べ学習 ・国語と連動した並行読書 ・先人・キャリア・人権・主権者教育に関わる読書 ・各関係機関や読書ボランティアとの連携 ・下学年への読み聞かせや社会参加活動の推進 ・良書の情報提供（「いわ100」「いわ100きっず」等） ・公共図書館の利用指導の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書ボランティアの育成 ・学校司書の配置・育成 ・家庭教育学級や子育て支援ボランティア等での啓発 ・子どもによる読書を通じた社会参加活動への支援 ・図書館等の利用に関するニーズの把握
中学生・高校生	<ul style="list-style-type: none"> ★読書活動の充実 ★読書から思考を深め、自分の考えを表現する言語活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・読んだ本や作家、筆者、関連図書や資料についての話題提供と交流 ・読書後の子どもの感想や考えへの肯定的評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関連団体と連携を図りながら、中高生の読み聞かせ活動の支援 ・地域関連資料（先人・自然環境・歴史・産業・キャリア・主権者教育等）の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味や関心があるジャンルや作家・筆者についての読書 ・地域や学校における読み聞かせ活動 		

各図書館

～すべての子どもの状況に応じた読書活動のために～

- ・図書資料の整備・充実
- ・利用者に対する情報提供
- ・利用しやすくなるような図書館づくり
- ・各公民館の特色を生かした事業の実施
- ・読書関係ボランティア同士の連携支援（ネットワーク構築）
- ・見学学習・職場体験・貸出体験の受入れ
- ・市民協働による読み聞かせの充実
- ・地域（地区活動センター図書室・地域文庫・貸出図書等）や学校との連携・交流
- ・レファレンス向上のための図書館職員的能力向上

教育振興運動

★読書環境の充実を図る

- ・情報機器の電源を切って家庭読書
- ・地域の図書館の利用

★学校や地域の読書環境を整備する

- ・読書ボランティア活動への参加
- ・県立や市立の図書館との連携

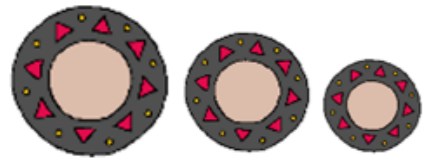
★進んで読書活動に取り組み

- ・心に残った本の紹介
- ・様々なジャンルの本を読む

★読書活動の工夫と充実を図る

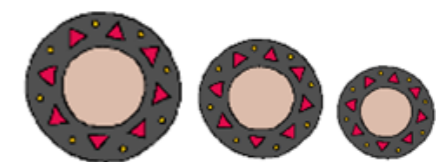
- ・図書館（室）の利用促進
- ・家庭、地域への働きかけ

・読書環境の整備や情報提供



第3次もりおか子どもの読書活動推進計画

「もりおか幸呼来 子ども読書プラン」 (概要版)



計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

目標：自ら本に親しみ、豊かな心や生きる力が育つ盛岡の子

～すべての子どもたちが、読書を通して様々な人とかわり、本の楽しさを感じ、知識を深め、考える力を養い、感動を「ひと」と共有し、心豊かに成長していくことを願って～

発達段階		家庭	地域	子ども	学校(幼・保・こども園)	行政
生まれる前から	<ul style="list-style-type: none"> ★親になる準備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・本を読んでリラックス ・啓発リーフレットの活用 ・ブックガイド等を活用した絵本の選書 ・読み聞かせの練習 				<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室、パパ・ママ教室、母子健康手帳交付時における読み聞かせ関連情報の提供 ・生まれる前からの読み聞かせの効果や子育てに関する情報窓口、読み聞かせ事業等の周知
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ★本との出会い ★楽しいお話の世界を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレットの活用 ・ブックガイド等を活用した良書の選択 ・保護者はだっこで読み聞かせ（親子のコミュニケーションを深める） ・「わらべうた」を歌う 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが読書に親しむきっかけづくり ・読書ボランティアによる読み聞かせ活動 ・地域文庫等における読書推進活動（読み聞かせやわらべ歌） 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本に興味を持つ。 ・お気に入りの本を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児からの絵本の読み聞かせ ・絵本コーナーの設置 ・園だよりなどを通じた保護者への啓発 ・団体貸出しなどの利用による絵本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問、離乳食教室、親子を対象とした健診での絵本紹介など ・「初めての読み聞かせ」の支援 ・読み聞かせボランティアの育成・運用
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ★読書習慣の形成や定着 ★言語活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家読の取組 ・親子読書と読後の交流 ・保護者のほか、祖父母・兄弟による読み聞かせ ・親子で図書館を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが読書に親しむきっかけづくり ・読書ボランティアによる読み聞かせ活動 ・地域文庫等における読書推進活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の図書紹介など多様な読書活動 ・様々なジャンルの読書 ・地域や学校における読み聞かせ活動 ・積極的な図書委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書や一斉読書の実施 ・学校図書館の活用及び学校図書館ボランティアとの連携 ・読書への関心を高め、読書習慣を継続するための取組の実施 ・司書教諭などによる図書の紹介や委員会活動によるおすすめ本の紹介 ・先人教育に関連した「一筆啓上」事業の実施 ・公共図書館の利用指導の推進 ・障がいのある子どもの読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアのスキルアップと新たなボランティアの養成 ・読書ボランティアデータベースの作成 ・図書館や公民館等を拠点とした読み聞かせ事業の開催 ・学校司書の配置・育成 ・家庭教育学級や子育て支援ボランティア等での啓発 ・家庭教育情報誌「はぐ便り」の発行 ・子どもによる読書を通じた社会参加活動への支援 ・図書館等の利用に関するニーズの把握
中学生・高校生	<ul style="list-style-type: none"> ★読書活動の充実 ★読書から思考を深め、自分の考えを表現する言語活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家読の取組 ・読んだ本や作家、筆者、関連図書や資料についての話題提供と交流 ・読書後の子どもの感想や考えへの肯定的評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、公民館、児童館など読書推進に関わる地域関連団体、NPO法人などと連携を図りながら、読書活動の推進 ・図書情報や読み聞かせ会などの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味や関心があるジャンルや作家・筆者についての読書 ・地域や学校における読み聞かせ活動 		
各図書館		<ul style="list-style-type: none"> ★図書館の整備 （・子どもの読書に関するニーズ把握 ・子どもの読書に関する情報提供 ・図書資料の整備・充実 ・利用しやすくなるような図書館づくり・移動図書館車の活用） ★読書への関心を高め、継続するための取組 （・ヤングアダルトコーナーなど中高生向け図書館利用案内 ・ホームページを活用した図書館情報の発信 ・子ども同士による活動機会の提供 ・見学学習・職場体験） ★学校との連携（・団体貸出 ・レファレンスサービスや学習支援） ★情報化の推進 ★読書関係ボランティアの養成や研修 ★障がいのある子どものための諸条件の整備・充実 				
教育振興運動		<ul style="list-style-type: none"> ★地域活動への参加や読書活動に取り組む。 ・親子で読書をするなど、読書（家庭学習）に集中できる環境を整え、習慣化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ★学習支援や環境整備など学校支援を行う。 ・図書ボランティアや環境整備活動等に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★じっくり読書や学習に取り組もう。 ・幅広く読書活動を楽しもう。（読み聞かせ、読書会、本の紹介、ブックトーク、書評等） 	<ul style="list-style-type: none"> ★体験活動と読書活動の充実を図る。 ・学校図書館の環境整備と読書習慣の確立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ★地域ぐるみでの運動を推進する。

議案第 24 号

盛岡市学校運営協議会規則について

盛岡市学校運営協議会規則を次のとおり定めるものとする。

令和3年12月27日提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

盛岡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域の住民、児童生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

(学校運営に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(教職員の任用に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の教職員の任用に関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を經由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する意見であること。

(2) 個人を特定した意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。

2 協議会は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒及び就学を予定する幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第9条 協議会の委員は一つの対象学校につき15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 対象学校の通学区域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第11条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選とする。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることはできない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

提案理由

盛岡市学校運営協議会の基本的事項に関し、必要な事項を定めようとするものである。